

別記様式 6

認 定 証 番 号	高知県公安委員会 第 83 号
自動車運転代行業者の 名 称 又 は 記 号	西南運転代行
主たる営業所が所在する 市 町 村 地 区	高知県宿毛市
処 分 年 月 日	令和 6 年 3 月 29 日
処 分 内 容	指 示 処 分
処 分 理 由	立入検査を実施したところ、保険契約等締結義務違反となる損害賠償責任保険の失効期間中の乗務記録が確認されたため。
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 12 条
処分を行った都道府県	高 知 県